

よしおか元気応援券取扱事業者募集要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済対策として、町内の消費拡大を目的に、町内の小規模事業者で使用できる「よしおか元気応援券」（以下「応援券」という。）を発行するため、応援券を使用できる取扱事業者を募集します。

2 募集受付期間

令和3年7月20日（火）～ 令和3年10月29日（金）午後5時まで

※取扱事業所の周知については、令和3年8月12日（木）午後5時（必着）までに申請された場合は、応援券配布時に同封する取扱事業所一覧及び町ホームページへ掲載します。その後の申請の場合は、町ホームページへの掲載のみとなります。

3 募集要件

(1) 吉岡町内で事業を行う小規模事業者であること。ただし、支店又はフランチャイズ店は除きます。

※小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者）をいいます。

(2) 吉岡町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者は除きます。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に該当する者及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う業種若しくはこれに類する業種は除きます。

(4) 事業の内容が、法令及び公序良俗に反していないこと。

4 手数料

登録申請手数料及び換金手数料は無料

5 取扱事業者の登録申請方法

(1) 「よしおか元気応援券取扱事業者登録申請書（様式第3号）」を記入して、吉岡町商工会へ持参、郵送、FAX、電子メールいずれかの方法で申請してください。

(2) 申請先 吉岡町商工会

住所 〒370-3604 吉岡町大字南下1375番地3

FAX 0279-54-2410

E-mail yoshioka@xp.wind.jp

※持参の場合の受付時間：午前9時30分～午後4時30分

（土曜日、日曜日、祝日は除きます）

(3) 登録申請書の記入について

- ① 申請者が法人の場合は、「住所」欄は事業所の所在地、「氏名」欄は名称および代表者の氏名を記入してください。
 - ② 申請者が個人事業主の場合は、「住所」欄は住民票の住所、「氏名」欄は事業主の氏名を記入してください。
 - ③ 「電話番号」欄は、日中に連絡可能な電話番号を記入してください。
 - ④ 「事務所（店舗）ホームページ」欄に記入された場合は、町ホームページの取扱い事業所のご案内に掲載（事業所ホームページへリンク設定）する場合があります。
 - ⑤ 「換金振込先口座」欄は、町内金融機関（町内の支店）で申請者が名義人である口座を記入してください。
※町内の支店の口座を所有していない場合は、町内金融機関の本・支店への振込を可とします。
- (4) 取扱事業者に登録された場合は、後日「取扱事業者登録決定通知書」を交付します。

6 応援券事業の概要

- (1) 名称 よしおか元気応援券
- (2) 発行者 吉岡町
- (3) 使用期間 令和3年11月1日（月）～ 令和4年1月31日（月）
- (4) 額面金額 1枚1,000円（つり銭無し）
- (5) 応援券の交付対象者
住民1人当たり3,000円（1,000円×3枚）を世帯主宛に送付。

7 応援券の使用制限

以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 健康保険等の保険証を使用して、医療機関で診療を受けた場合に支払う医療費等の一部負担金
- (7) 介護保険の保険証を使用して、介護サービスを利用した場合に支払う利用料の利用者負担額
- (8) その他、町長が適当でないと認めたもの

8 取扱事業者の責務

以下の事項を遵守してください。

- (1) 応援券の使用を拒むことはできません。
- (2) 応援券額面金額に満たない場合でも、つり銭は出さないでください。
- (3) 取り扱った応援券は他の事業所で使用してはなりません。
- (4) 応援券の交換、譲渡及び売買はできません。
- (5) 町及び商工会と適切な連携体制を構築してください。
- (6) 応援券の使用期間以外の期間において応援券を使用させないでください。
- (7) よしおか元気応援券事業実施要綱及び本募集要項に規定する事項を遵守してください。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。

※よしおか元気応援券事業実施要綱及び本募集要項に規定する事項に反する行為を行ったときは取扱事業者の登録を取り消す場合があります。

9 応援券の換金

- (1) 換金期間 令和3年11月2日（火）～ 令和4年2月4日（金）午後5時
- (2) 換金方法 次の各換金締切日までに、指定の様式に記入し、取り扱った応援券を添えて吉岡町商工会へ提出してください。町から支払い決定後に支払額及び振込日等を通知し、指定の口座に振込みます。
- (3) 換金締切日及び振込予定日

	換金締切日（午後5時まで）	振込予定日
1	令和3年11月11日（木）	令和3年11月25日（木）
2	令和3年11月19日（金）	令和3年12月 3日（金）
3	令和3年12月 2日（木）	令和3年12月15日（水）
4	令和3年12月10日（金）	令和3年12月24日（金）
5	令和3年12月17日（金）	令和4年 1月 5日（水）
6	令和3年12月24日（金）	令和4年 1月14日（金）
7	令和4年 1月12日（水）	令和4年 1月25日（火）
8	令和4年 1月21日（金）	令和4年 2月 4日（金）
9	令和4年 1月28日（金）	令和4年 2月15日（火）
最終	令和4年 2月 4日（金）	令和4年 2月25日（金）

※換金期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

10 その他

- (1) 応援券事業の取扱事業者募集や換金受付等の業務については、町が吉岡町商工会へ委託しています。
- (2) 吉岡町商工会から、取扱事業所へ応援券事業のポスターを配布し、換金手続きの詳細についてご案内します。なお、時期につきましては10月頃を予定しています。

1 1 申請に関する問合せ先

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

(土曜日、日曜日、祝日は除きます)

○吉岡町商工会

電話 0279-54-2625

○吉岡町産業観光課産業振興室

電話 0279-26-2280 (直通)